

佐賀県の都市計画

第7章 景観に関すること

第8章
その他

第1章
佐賀県のすがた

第6章
都市計画に関する
調査・計画

第2章
都市計画
の概要

OUTLINE OF TOWN PLANNING 2022

第5章
市街地開発事業

第3章
土地利用に関する計画

第4章
都市施設





佐賀の美しい景観づくり

佐賀らしい美しい景観を保存・活用していくことは、定住促進のみならず、住む人全ての満足度を高め、歴史に裏付けられた佐賀の個性を発揮することにもつながります。歴史を感じさせる町並みや美しい景観など、貴重な財産を活かした美しい街づくりへの取組みを進めます。

●佐賀県の取組み

1 佐賀の美しい景観づくり事業

「佐賀県美しい景観づくり条例」(H19年度制定)や、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」(R3年3月改定)に基づき、広域の景観行政をつかさどる主体として、美しい景観づくりに継続的に取り組んでいきます。

2 「22世紀に残す佐賀県遺産」支援事業

景観が美しい地区や地域を象徴する建造物等、文化的に、又は景観上県民の貴重な資産であるものを、これにまつわる物語とともに22世紀に残すべき価値を有するものとして佐賀県遺産に認定し、その保存、活用に対し支援を行います。

3 景観に配慮した屋外広告物の規制・誘導の実施

屋外広告物は、景観を構成する重要な要素であるため、佐賀県屋外広告物条例に基づいた規制・誘導を行います。規制のルールに沿った適切な表示となるため、屋外広告物の広告主や屋外広告業者に対して、制度の浸透を図り、違反広告物の抑制・是正指導に努めていきます。

4 景観法の普及・啓発及び活用

景観に対する基本理念を掲げ、建築などの行為規制と支援の仕組みなどを創設した景観法が平成17年6月に全面施行されました。

市町が、「景観行政団体」となることによって独自の景観行政の展開ができることとなり、市町が主体となって地域の特性を活かした景観づくりをすることが期待されています。

市町の積極的な取組が進むように、景観法の普及・啓発を行うとともに、その活用を推進していきます。

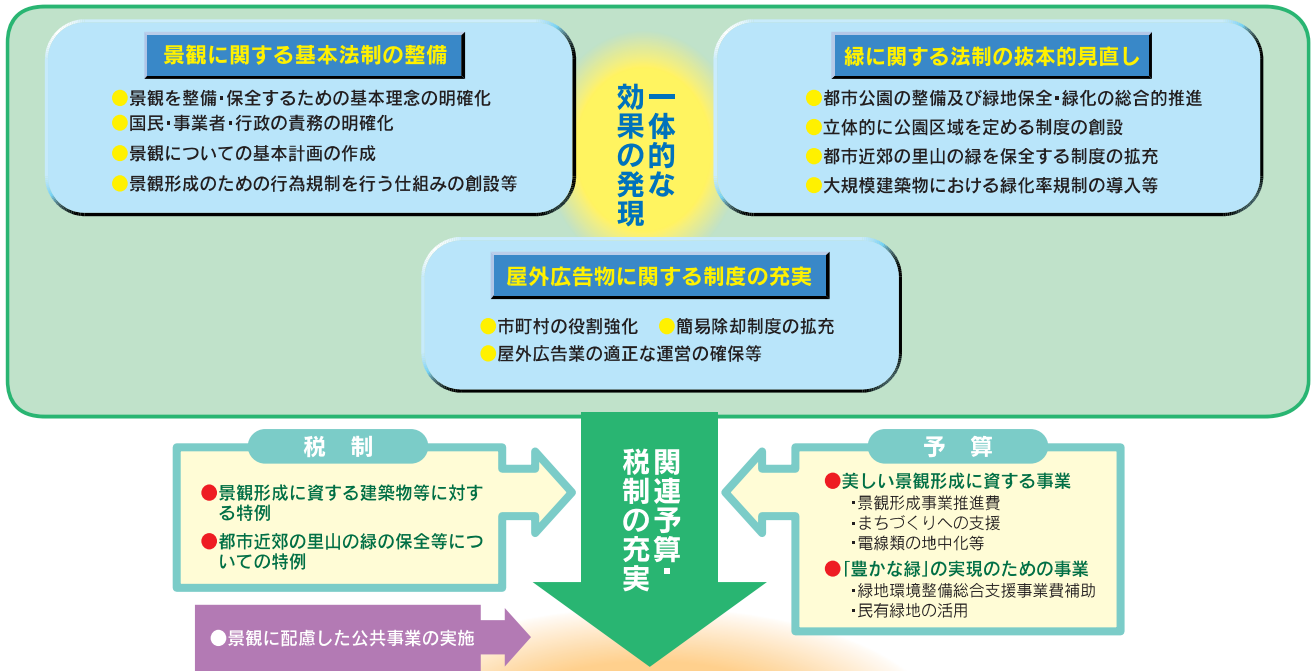


●旧唐津銀行(唐津市)



●縫ノ池(白石町)

●美しい景観と豊かな緑を総合的に実現するための「景観緑三法」の整備



全国各地で美しい景観・豊かな緑の形成を促進

美しい景観による地方都市再生

世界に誇る観光立国の実現

ヒートアイランド現象の緩和や自然との共生

●景観法(平成16年制定)の概要 出典:国土交通省

